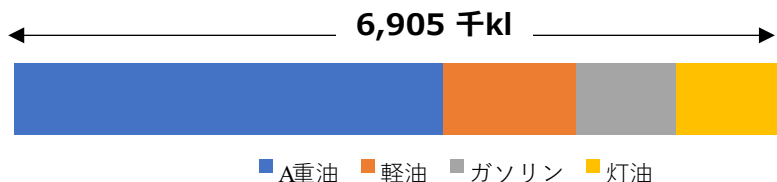


- 農林水産省に相談窓口を設置するとともに、農林水産業・食品産業分野において、燃油不足などお困りの事案について、関係団体等から状況を伺い、収集した情報に基づき、経済産業省と連携して対応。
- 例えば、海上輸送用の特殊な燃料が不足し、中国からの養殖用の稚魚の輸入が遅延している事案では、必要とする事業者に行き渡るよう、目詰まりの解消を進める。また、仮に時期の遅れにより、稚魚が大きくなっても、事業者不利益が生じないよう、4月中旬までに関税等の特例を講じる。

1. 農林水産業・食品産業分野における燃油等の状況

- 3月31日に相談窓口を設置するとともに、関係団体・事業者の皆様から燃油の不足等の情報を収集。
- 施設園芸農家や漁業者へ燃油高騰時の補てん金をお支払いする制度を整備しており、引き続き、必要な支援を実施。

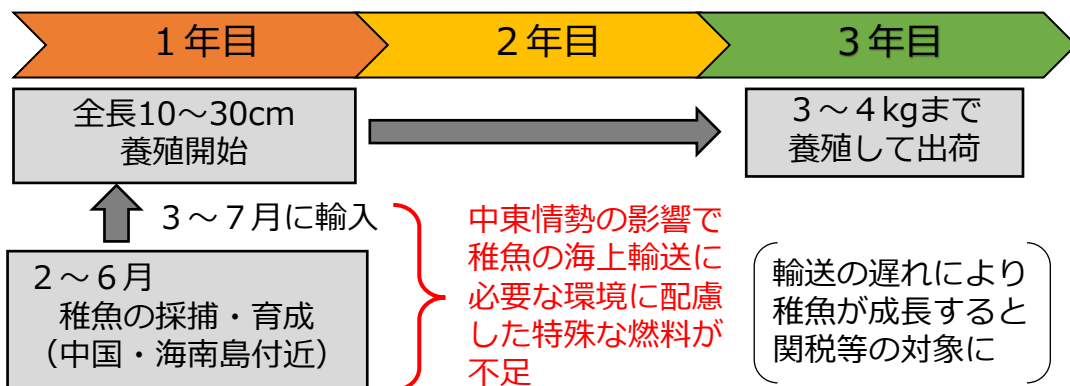
【農林水産業・食品産業分野における燃油使用量】



- 農林水産業・食品産業分野では、農業用ハウスの加温や、漁船の燃料としてA重油が多く使われている。
- また、農林業用機械や運送用のトラック、乾燥機等のための軽油やガソリン、灯油も必要不可欠。

2. 対応を進めている事例

■ かんぱちの主な養殖形態



■ 見直しの方向性（関税等の特例）

現状：全長15~30cm 無税
全長 30cm~ 関税10%

見直し案：全長15~50cm 無税
全長 50cm~ 関税10%

➡ これにより、稚魚が成長した場合であっても、一定期間、無税で輸入可能

※ 輸入割当 (IQ) の特例についても、一定期間 全長30cm以下から全長50cm以下に拡大